

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

① 現状

1) 地域の災害リスク

(洪水)

大阪府の洪水リスク表示図によると、一部の地域において床上浸水程度 0.5m 以上～3.0m 未満の浸水が予想されている。

(津波)

熊取町域では、大阪府による南海トラフ巨大地震の被害想定において、津波被害はないとされている。

(土砂災害)

熊取町の防災マップによると、土砂災害特別警戒区域等が点在しており、集中豪雨等の影響を受けて、土砂災害が生じる恐れが予想されている。

(地震)

熊取町の地震ハザードマップによると

南海トラフ巨大地震

30年以内に発生する確率が 70～80%

大阪府の被害想定では、南海トラフ巨大地震による熊取町での津波被害は想定されておらず、主に揺れによる被害となっております。また、被災直後は町内 96.4%で断水し、49.0%で停電が発生しますが、1日後には、それぞれ 38.9%と 4%まで復旧すると想定されています。

上町断層帯

30年以内に発生する確率が 2～3%

上町断層帯は、大阪府豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る断層帯で、想定される地域内の震度は5強～6強

中央構造線断層帯地震

30年以内に発生する確率が ほぼ0%

中央構造線断層帯は、金剛山地から四国北部を東西に横断する長大な断層帯で、想定される町域内の震度が5強～6強

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(その他)

熊取町のため池ハザードマップでは、町内の複数のため池について豪雨や地震によって決壊した場合の想定浸水範囲などが示されている。

2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1, 154 【出典：令和3年度経済センサス】
 - ・ 小規模事業者数 811 【出典：令和3年度経済センサス】
- (内訳：卸売業28、小売業212、サービス業255、製造業その他316)

3) これまでの取組

(熊取町の取組)

- ・ 熊取町地域防災計画の策定：災害対策基本法の規定に基づき毎年検討を加え、効率的な計画の整備を図っている。
- ・ 熊取町業務継続計画の策定：町役場の被災に備え策定している。
- ・ 防災訓練の実施：総合的防災訓練、個別訓練を実施している。
- ・ 人材の育成：地域住民を対象にした防災士の育成に取り組んでいる。
- ・ 防災拠点の整備：地域防災拠点。
- ・ 装備資器材の備蓄：応急対策、復旧に必要な人材、装備、資機材等の確保、整備に努めている。等

(熊取町商工会の取組)

- ・ 事業者BCP普及促進セミナー
- ・ 大阪府商工会連合会と連携した事業継続計画（BCP）策定支援

② 課題

- ・ 熊取町商工会においては、事業継続力強化に関して小規模事業者に助言できる程度の知識やノウハウを有する経営指導員等職員が不足している。
- ・ 感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険加入の必要性を周知するなどが必要である。

③ 目標

- ・ 実施期間中における事業者BCP策定支援事業者数の目標：延べ25事業者
(令和7年度：5事業者、
令和8年度：5事業者、
令和9年度：5事業者、
令和10年度：5事業者、
令和11年度：5事業者)
- ・ 地区内の小規模事業者に対し自然災害や感染症、情報セキュリティ等に関するリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する事業者数の目標
令和7年度：650事業者
令和8年度：650事業者
令和9年度：650事業者
令和10年度：650事業者
令和11年度：650事業者

- ・発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、熊取町商工会と熊取町との間における被害情報報告、共有ルートを維持・強化する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また地区内での感染症発生時には速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から整備する。

④ その他

熊取町商工会の事業継続計画の有無：有

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和7年4月1日～令和12年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・熊取町商工会と熊取町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する

<1. 事前の対策>

本計画について、熊取町地域防災計画及び熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画などの整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

a) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報やDM・町広報誌・町及び商工会ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。
- ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型ウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

b) 小規模事業者に対する事業者BCPの策定支援

- ・小規模事業者に対し、BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・府が提供する簡易版BCP様式による策定支援
- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の策定支援
- ・大阪府商工会連合会が提供するBCP策定支援事業を通じた策定支援

c) 地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況の把握

- ・企業巡回やセミナー開催時など様々な機会を捉えて地区内事業者の事業者BCP策定・取組状況を確認する。

d) 当該計画に係る訓練の実施

- ・大阪府・市町村合同地震・津波対策訓練に参加することで、大阪府・熊取町・熊取町商工会との連絡ルートの確認等を行う。（訓練は必要に応じて実施する。）

e) 商工会自身の事業継続計画の策定

- ・熊取町商工会は令和2年1月に事業継続計画を策定済み。

f) 関係団体等との連携

- ・大阪府商工会連合会と連携し、同会が実施する事業継続計画（BCP）策定支援制度の専門家派遣を依頼し、BCPや新型コロナウイルス感染症対応マニュアル等の策定支援、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーを実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

g) フォローアップ

- ・熊取町防災担当部局（自治・防災課）・感染症担当部局（健康・いきいき高齢課）・商工担当部局（産業振興課）・熊取町商工会とで、当計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を年に1回設ける。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

a) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用して自己の安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を熊取町商工会と熊取町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、熊取町における感染症対策本部設置に基づき熊取町商工会による感染症対策を行う。

b) 応急対策の方針決定

- ・熊取町商工会と熊取町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合、通勤に利用する公共交通機関が運休（計画運休を含む）の場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報を共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	・地区内１０％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内１％程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内１％程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内０．１％程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

c) 次項「発災時における指示命令系統・連絡体制」に基づく連絡の頻度

- ・本計画により熊取町商工会と熊取町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～１週間	１日に２回共有する
１週間～２週間	１日に１回共有する
２週間～１ヶ月	１週間に１回共有する
１ヶ月以降	１ヶ月に１回共有する

- ・熊取町で取りまとめた「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

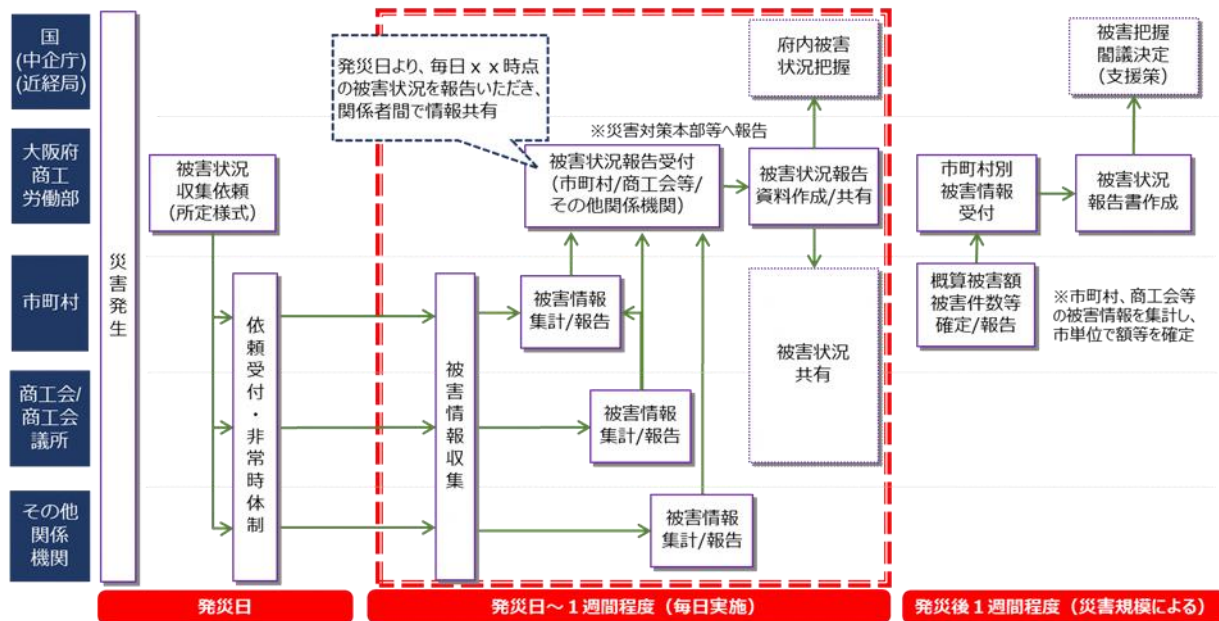
< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・熊取町商工会と熊取町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・熊取町商工会と熊取町が共有した情報を、大阪府の指定する方法にて熊取町商工会又は熊取町より大阪府へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や大阪府等からの情報や方針に基づき、共有した情報を大阪府の指定する方法にて熊取町商工会又は熊取町より大阪府へ報告する。

被害状況報告フロー

■被害状況報告の流れ

- ✓ 発災後、24時間を目途に大阪府商工労働部に被害状況の概要を情報を入手できた範囲で報告
- ✓ 発災後1週間以内は1日1回程度、被害状況報告様式を用いて大阪府商工労働部に被害状況を随時報告
(1日1回を目安としていますが、被害状況に応じて変更します。)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、熊取町と熊取町商工会で相談・決定する。
(熊取町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や大阪府、熊取町等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業報告に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

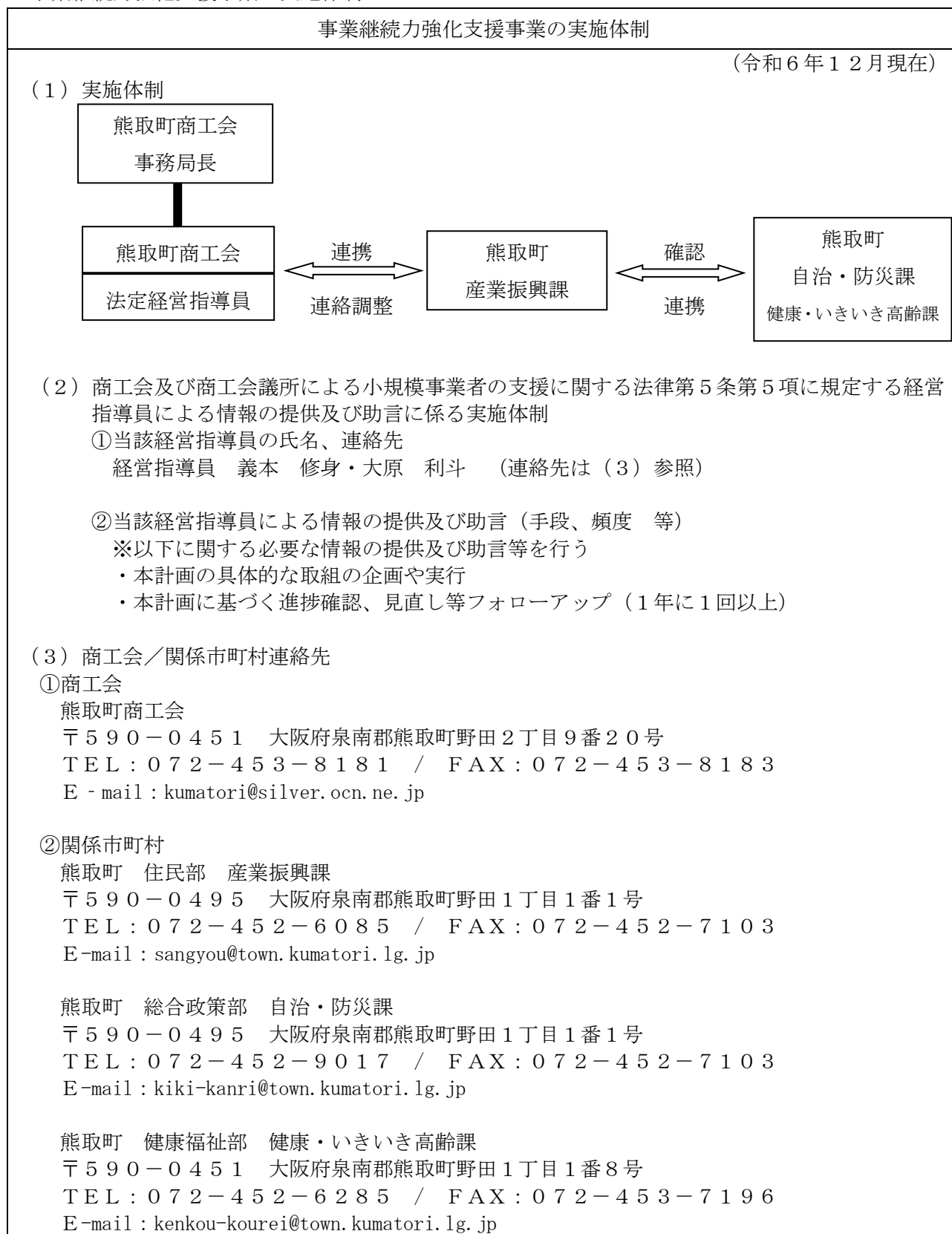
- ・国や大阪府の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を大阪府等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに大阪府へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表 3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

【熊取町商工会】

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ チラシ作成費	100	100	100	100	100
・ 防災、感染症対策費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、熊取町補助金、大阪府補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

【熊取町】

(単位 千円)

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
必要な資金の額	50	50	50	50	50
事業実施（セミナー開催等）に際して、商工会への補助金					

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 大阪府商工会連合会 〒540-0029 大阪府大阪市中央区本町橋2番5号マイドーム大阪6階 TEL：06-6947-4340 FAX：06-6947-4343 E-mail：shokoren@osaka-sci.or.jp
連携して実施する事業の内容
1. 大阪府商工会連合会の協力のもと、事業継続計画（BCP）策定の個別支援を行う。 ・【簡易版】事業継続計画（BCP）策定支援 地震の発生に備え、従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全確認、安否確認、応急処置、救護・救助など）の確立に重点を置いた簡易版のBCP策定を支援する。 ・事業継続計画（BCP）策定支援 事業を取巻く脅威とその脅威が発生したときの影響を事前に分析し、緊急事態に対処する為の組織体制（情報収集、広報、予算管理など）や従業員が被災時にまず実施しなければならない初動対応（安全管理、安否確認、応急処置、救護・救助など）の確立に重点を置いたBCP策定を支援する。 ・事業継続計画（BCP）ブラッシュアップ支援 策定済みのBCPをブラッシュアップ（内容の見直し、訓練の実施など）するための支援をする。 ・レジリエンス認証取得準備支援 内閣官房国土強靱化推進室が制定した「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」に基づくレジリエンス認証の審査基準の解説や面接審査におけるポイントなどを周知するとともに、認証取得に必要な申請手続きについて支援する。
連携して事業を実施する者の役割
1. 熊取町商工会・熊取町を通じた「事業継続計画（BCP）策定」相談者に対する専門家派遣 大阪府商工会連合会は事業継続計画（BCP）策定支援制度で熊取町商工会と事業連携しており、BCP策定に関する専門的知識を有した専門家を無料で派遣することができる。BCP策定支援メニューでは4つのコースを用意しており、簡易なレベルから認証取得まで幅広い相談案件に対応することが可能となる。

連携体制図等

1.

